

流は、一見何等變化發展なきが如きであるも、悠久の太古より流せる泥沙は堆積して、埃及國土そのものさへ賜とし、ミシシッピーに到底比すべからざる程度に、徐々たりながら河口に三角洲を發達せしめた。斯の如くこの河畔に住する古代埃及人の宗教觀は常に一定不變の様であり、歴史觀な

るもの殆んどなかつたが、彼等の遺した記録には縦しや遅々たりとは云へ、流石に長き年月の間には變化發展を跡方づけ得るのである。

(44) Bunsen, Egypt's place in Universal History. vol. III

London 1859 p. 101

(昭和四年十二月一日稿)

明治初年の宗教的農民一揆

黒 正 巖

一 緒 言

徳川幕政の中期以後、武士の封建的統制力の弛緩するに伴ひ、農民はその精神的經濟的苦痛に耐えかねて、絶望的なる反抗運動を企つる事益々多きを加ふるに至つた。徳川時代を通じて恐らく六百件以上もあらうと察せらるゝ百姓一揆の大半は

凡そ西紀千七百年（寶永年間）以後に屬し、幕末に近くに從ひ發生回數が加速度的に増加し、慶應二年には實に十七回の多きに達したが、愈々幕府崩壞の斷末魔に喘ぐ慶應三年には、天下を擧げて革命的恐怖狀態に陥りしを以て、さすがに農民共は百姓一揆などを起すの餘裕はなく、従つて百

姓一揆は僅かに三回位しか起らなかつた。慶應四年再び王政復古するに及びては、徳川氏の恩顧に感ずる武士階級が各地に反抗運動を試みんとし、同時に農民も亦動搖し初め、社會的混亂は如何にして收拾せらるべきか、全くその歸趨を失つた。

乃ち農民は再び各地に一揆を起し、或は平素の不満鬱憤を晴らさんとし、或は武士の煽動によつて新政反對を唱へ、或は地位、生活状態の向上を企てんとした。爾來新政府の實權が確立せらるゝに伴ひ、種々の新制度が採用せられたけれども、傳統主義の下に假死の状態にあつた農民は、多く頑迷固陋にして新政を充分に理解する事能はず、事毎に不平反對を唱へ、遂には直接行動に出で百姓一揆を勃發せしめた。かくして明治十年迄、年により發生回数に多少はあるが、年中行事の如く各地に百姓一揆が發生し、余の蒐集したる資料のみによるも實に百五十件以上に達して居る。徳川時

代二百六十餘年間の六百件に比して如何に明治初期十年間に多く百姓一揆が發生したか、同時に又如何に當時の社會が混亂の状態にあつたかを察するに難くない。

徳川時代の百姓一揆は、その形態、原因、目標等、時と所とによつて變化し、從てその社會史的意義に關しては種々の議論の生ずる所であるが、余は徳川時代の百姓一揆は單なる反抗運動にすぎず、原則として革命的性質を有しないと解し、幕末に於て革命的スローガンの下に行はれたる社會運動の中に農民の參加したるものが二三あるにしても、之は百姓一揆と革命運動との競合したものであつて、之によつて徳川時代の百姓一揆が凡べて革命的性質を有したと概括的結論を下す事は出來ないと考へて居る。而してこの問題を解明するには、明治初年の農民一揆を研究する事は最も便利であり好都合である。固より徳川時代の百姓一

揆は封建的社會組織の必然的產物であつて、從て明治新時代の百姓一揆とは著しくその性質を異にすべきものではあるが、然かも明治十年頃迄は、社會的政治的に見て尙ほ封建社會と新社會との過渡階級に屬するを以て、この時代の百姓一揆の性質を明かにする事こそ、徳川時代の百姓一揆を理解するの關鍵ともいふ事が出來よう。私が徳川時代の百姓一揆を研究するのあたはら、明治時代のそれを探究しつゝあるはかゝる理由に基くのである。

二 百姓一揆發生の原因

明治初年の百姓一揆の本質を明かにするには、先づその原因を研究しなければならぬ。而して百姓一揆の原因は、已に拙著「百姓一揆の研究」に於て詳述したるが如く、之を素因と動因とに分つて考察するの必要がある。即ち凡べての社會現象の生起には必ず素因と動因とがある。一定の社會の

有する素質は一定の素因の結合關係によつて決定せられ、更に之に一定の動因の加はる時に初めて具體的の社會現象が起つて來る。一の社會現象を生起せしむ動因と雖も、之を機械的に分析し列擧する事は困難であるが、特にその素因を具體的に示す事は困難であつて、單に抽象的にのみ分析列擧しうるにすぎない。

イ 百姓一揆の素因

今明治初年に於ける百姓一揆發生の素因と考へらるゝものゝ主なるものを指摘すれば次の五項とする事が出來よう。

(1) 社會變革による人心の動搖不安。之は如何なる國、時代に於ても、革命の行はれたる直後には、人々が前途に不安を懷きその歸趨を失ひ甚しく動搖する。從てかくの如き状態に於ては何等か強き刺戟を與ふるが如き具體的事件の出現する時は、それが動因となつて民衆をして直接行動に出

でしむるが常である。之と同じく、明治初年にも人心が不安動搖に陥り社會が混亂したのであつて之は即ち明治初年の百姓一揆の素因として最も重大なる意義を有するものゝ一である。

(2) 新政府の統制力の薄弱。新政府に於ては王政復古、諸制革新のスローガンによつて討幕派諸藩の勢力が結集せられ、大勢順應主義の諸藩も之に合流しては居たが、尙ほ藩閥的精神が消失せず互にその勢力を争はんとするのみならず、團體行動の訓練に乏しく、殊に財政的基礎が確立せられて居なかつたので、往々にして官吏並に軍人の不法なる行爲があつて、充分に人心を收攬する事が出来なかつた。従て又人民が反抗した場合にも恩威によつて之を統制する力が乏しかつた。つまり新政府の足許が見すかされ、事毎に人民の反抗輕侮を受けたことも亦素因の一つといふべきである。

(3) 懷古的精神の擡頭。世の移り變り目には、支配階級も被支配階級も多少の程度の差こそあれ經濟的混亂による苦痛をなめさせられ、又精神的にも不安に陥る。かゝる場合には常に過ぎ來し方を追懷し、之に憧憬するのは人の世の習である。

殊に農民共は、長年の間不平不満はあつたが、新儀排斥の傳統觀に囚はれて居たのであつて、事の善惡利害を度外視して急激なる變異を好まぬ。維新の改革を理解せずして之に反對し、舊制を追慕するの情は消滅しどころか、却て擡頭せんとするの傾向があつた。已に明治維新の目標自身が、諸制の根本的革新と古きを傳へるといふ全く矛盾したものであつて、農民が一方に新政を迎へ乍ら他方に之に反對しようとするのは寧ろ當然の事といはねばならぬ。この矛盾の中にも百姓一揆の重大なる素因が胚胎して居たのである。

(4) 離祿武士の不平。維新直後に於ては武士は

全然その特權を奪はれたのではないが、併し主從觀念の比較的強かつた武士が新政に反對し徳川家再興を夢みたのは無理からぬ事である。併しかくの如き觀念的動因によつて起つた反抗運動は、生産階級たる農民の支持がなければ到底永續し得ない。武士が祿をはなれてその生活が困難となるにつれ、武士の不平は深刻とならざるを得なかつた。こゝに於て武士は農民の心事を洞察し、種々の術策によつて、之を自己の味方に引き入れようとした。

(5) 農民の頑迷無智。二百六十餘年間、武士の絶對的支配に屈服し、精神的經濟的にその向上發展を阻止せられて居た農民は、一方に於て新政を理解せず、種々の新規なる事物を誤解し且つ恐怖してその實施に反對したるのみならず、他方に於ては束縛より急速に解放せられたる爲め常規を逸し自由をはき違へ、又舊來の壓迫に對する復讐心

よりして上司の命令に反抗せんとするの氣風の醸成せられたことは、殆ど凡べての百姓一揆の發生に於て之を看取する事が出来る。

ロ 百姓一揆の動因

右の如き素因の存在する時は、何等かの動因が加はれば直ちに百姓一揆が爆發せざるを得ない。今、明治初年の百姓一揆の一々につきてその動因を見るに、實に多種多様にして枚舉に違なき有様であるから、本稿では一々の事柄につきその説明をなさず、概括的に論ずる事とした。而して百姓一揆は決して單一なる動因のみに基くのではなく表面上の一動因によるかの如く見ゆるものでも、之を仔細に詮索すれば數個の動因が複合して居るのが常である。従てその動因の如何によつて、百姓一揆を類別する事は困難であるが、その主たる動因を以て類別の標準となす事は不可能なるのみならず、一揆の性質を理解するには必要の事である。

百姓一揆の動因を概念的に區別する時は、社會的動因、經濟的動因、財政的動因、行政的動因、宗教的動因の五に區分する事が出来る。從て之を標準とすれば社會的一揆、經濟的一揆、財政的一揆、行政的一揆、宗教的一揆との類別を生ずるわけであるが、革命直後の事であるから、社會的一揆、財政的一揆、行政的一揆が最も多數を占めて居る。宗教的一揆はその回數は比較的に少い。

併し乍ら維新後、封建的支配下に於てその保護によつて大なる特權を行使し、武士階級の代辯者となつて居た佛敎は、封建精神の擁護者であつた儒學と共に、大なる排斥を受けたのは事の當然の成り行である。かくて所謂廢佛毀釋の思想が勃興し、同時に信仰自由の主張が起つて急激なる宗教改革が行はるゝに至つた、之が爲め佛敎徒並に僧侶の反感を買ひ人心を激昂せしめた。この問題につきては已に多くの學者の研究する所であり、最

近には東京帝國大學史學會の編纂にかゝる「明治維新史研究」中、姉崎正治博士、辻善之助博士が詳論せられて居るから、茲には深く論及するの必要はないが、當時の人々の最大關事の一つであつたことは明かである。併し乍ら之は地方によつて餘程事情を異にし、特殊なる地方的素因を必要とするのであつて、信仰心の薄弱なる地方に於ては之が必しも百姓一揆の動因とはなり得ない。之は別項に述べんとする事例に徴しても推論する事が出来る。又直接に宗教改革とは關係はないが、一派の人々が自己の野望を達せんが爲めに社會の動搖に乗じ愚民の信仰心を悪用して一揆を起させた場合が少くない。之等も維新後の社會的動搖の産物であるから、明治初年の宗教的百姓一揆の一特徴を示すものといふべく、共に本稿に於て記述する事とした。

三 維新後の宗教問題

この問題は私の専門外に屬するものであつて、私のごや角論すべき筋合ではなく、詳しくは前述の姉崎博士、辻博士の論文を參看せられん事を希望するが、明治初年の宗教的農民一揆を研究するには順序として一應當時の模様を説明しておく必要があるから、極めて簡單に述べておかう。

辻博士の説によれば、明治元年三月十七日神祇事務局の達、同二十八日太政官布告を以て神佛分離が令せられてより、之に隨伴して地方諸藩に於て廢佛毀釋の舉に出でたものが頗る多く、人心に餘程の刺戟を與へたものゝ如くである。之に乗じて新政反對の具に供しようとしたものもある。例へば、神佛判然令の出た時は朝廷が東北征伐の師を出さんとする際であつたから、會津地方では朝廷が廢佛を斷行せんとする旨を宣傳し、薩長は佛法を信仰せず、淨土眞宗を誹謗する佛敵であるとして下民を煽動したといふ事である。政府はその詛

傳を除くに方めたが、この風説は容易に一掃せられず、各地は不穩の情勢をかもし、明治二年には越後地方に於て氣候不順にして災害が頻發したが之は朝廷が排佛をなす爲に佛罰が當つたのであつて、佛恩を報すべきは今日にありなごゝ風説を傳へ不穩であつたといふ（神佛分離史料續上ノ四五二頁）。

かくして寺院の廢合に關する新政府の態度に對して僧侶佛徒の不平が處々に起り、更に明治二年の祭政一致の宣言、同年大教宣布、五年三條教憲發布、大教院設立、六年邪教禁止の高札徹廢等々、神道國教主義の實現の過程が行はれ、同時に信仰自由が事實上認めらるゝに至つたのであるから、僧侶がその地位と利益とを脅かされ、又信仰の厚い佛教徒を恐怖に陥れたるは事實であり、從て之が最初の原因となつたのも當然である。

又前項に述べたように、人々は社會の不安動搖と共に、何等かの手段によつて安心を求めんとし

たる結果、邪教を迷信するものが増加した。伊勢神宮の神符が降下したといふので人民安堵したといふ一事を以てするも、人民が信仰によつて救済を求めて居たことは察せられる。多年信仰して來た佛教を廢止するといふ風説が如何に人民をして恐怖觀念を懷かしめたか、又たとひ邪教の迷信とはいへ、之を妨害する事が、人民の反感の動因となつたかはいふ迄もない。而して明治初年の宗教關係による百姓一揆は、次の事例に見るが如く、多年の信仰の破壞によるものと、邪教として忌みきらつてゐた吉利支丹信仰の解禁等信仰の自由となれることによるものと、單なる迷信又は訛傳によるものとの三つに分つ事を得るが、然かもその一揆の影にひそみて糸を繰つてゐたものは、宗教による利害關係者例へば僧侶、布教師であつた事を注意するの必要がある。

四 宗教的百姓一揆の事例

明治初年の宗教的農民一揆（黒正）

明治元年會津に於ける朝廷廢佛を宣傳して下民を煽動したる事件は之を百姓一揆といふ事は出來ないし、又二年の越後に於ける不穩の状態をも論外とし、實際百姓一揆となつたもの、主なるものを示すことゝした。

(1) 明治四年三月三河國大濱騒動。

菊間藩の管轄下にある僧徒並に門徒は排佛政策に反對して暴動をなした。菊間藩大濱の代官服部氏は排佛的思想を有し、かねて僧侶の反感を招いて居たが、一派の僧侶は代官に迎合し諸政改革の事に參加するものもあつた。例へば檀越五十戸に満たざるものは之を廢合するの案の議せられた場合に之に賛成した僧侶もあつた。然るに小川村蓮泉寺住僧、高取村專修坊住僧等は之に反對し、先づ近隣の同宗寺院に檄を飛ばし、四年三月八日暮戸村講究所に衆僧を會し、新政反對の決議をなし、翌朝代官所の所在地たる大濱に向つて出發した。

途上沿村の宗徒は之に参加しその數三千人に達した。菊間藩吏は之を阻止せんとて出張し、鷺塚村に於て僧徒と應接したが、藩吏一人は竹槍の爲めに仆れた。菊間藩はもとより岡崎、西尾、重原、刈谷の各藩も出兵して之を鎮定した。民部省より判事、東本願寺より役僧が出張し、吟味の上蓮泉寺住僧台嶺を斬罪に處し、夫れく處罰して落着した。併し尙ほ地方一帯不穩の狀勢にあつた。この地方はかつて永祿時代に向宗一揆の發生した所であつて、明治初年最初に宗教的一揆の起つたのも、地方人の信仰心が強烈であるといふ素因に基くものといへよう。（大政類典二編三類保民の部、愛知縣碧海郡誌九八四頁、額田郡誌四九〇頁、半田町史三七三頁）

(2) 明治四年十二月 伊勢國神宮動座事件

（三重縣史下ノ二七四大政類典）

之は一に神宮託言事件と稱するものにて、當時諸制改新に際し神宮を東京に移轉せらるべしとの

風説が傳はつた。度會縣下の人民は大いに驚き團體運動によつて之を阻止せんと企て、十一月下旬百姓町人等三々五々山田に潛集して事を起すといふので縣廳は大いに警戒して居た所、十二月二十九日數十名のもの縣廳に來集し、巨魁佐々木半三郎等四名の者は六連砲を携へて廳に迫り、建白書を呈出した。官員は責任迴避の爲め神宮司廳に赴くべきを教へたので、佐々木等は神宮司廳へも三通の建白書を呈した。その建白書の一はよく彼等の意圖を示すものであるから、左に之を掲げよう

祭祀は皇國の基本彝倫の大典、珠城宮御宇倭姫命、爲御大代訓路五十鈴宮御鎮座被爲在候より數千年の今日に至り、内國を御鎮護被爲遊候御事は申迄も無御座候、中世以降邪說間之、加之佛黨蔓延漸去辰、御復古の良機會に立至り億兆之人民赤子の如逢父母、暗夜に如得燈、有志盡感佩此事候、然るに朝廷何れの者歟奉穢愆愆候哉、追々萬國交際、終には使乘輿幸異域則其籍乎、夷天欲以廢皇統之迹亦已至彰也（此事見某投書）此等書

皆皇國固有心の所溢也、頃日諸道の風説神宮御動座被爲在の趣、熟考するに御洋行被爲在條件御治定、就ては御留守神宮を奉奪の謀策内國に起るを恐れ神宮共に異域に奉成乘輿之結構廣堂の御評議可有之も難斗、其形勢有志輩傍觀するに不堪也、依之同志之輩先つ神宮を奉成守衛神宮御動座は申迄無之、御洋行を奉止候件々申立度、當地へ正兵を操込候義に御座候間、何卒御同志被成下有志輩の正忠御憐察偏に奉懇願候。誠恐誠惶頓首謹言。辛未十二月。有志輩。度會縣御中

(大政類典二編三類保民の部、三重縣史下ノ二七四頁)

(3) 明治五年四月 越後一帯

之は殆ど越後全體に亙つて蜂起した一揆にして頗る大規模のものであつた。その柏崎縣への歎願書を見ると、信濃川疏鑿の人足并に割付金の輕減、納稅復舊、外國の儀御免、神社佛閣去代の通とする事の四ヶ條を示されて居る。従つて之は純粹の宗教一揆ではないが、この地方は信仰の盛な所であつた、已に明治二年に神佛分離について一時不

明治初年の宗教的農民一揆 (黒正)

穩の狀を呈した程であつて、廢佛政策が農民を刺戟したことは想像に難くない。殊にその主謀者の中には僧侶の伴、陰陽師などが居るのであるから、一揆の主要なる動因は神佛分離又は排佛にあつたと考へらるゝが故に茲に例示した次第である。尙ほこの一揆に於て注目すべきは、數十本の旗に、天照皇太神宮と大書し、その下に徳川家恢復朝敵奸賊征伐と記されてゐる事である。その抵抗力甚大にして、東京鎮臺第一分營より出兵し、遂に發砲するの止むなきに至つた。農民は恐をなし退散し、主魁者も漸次捕縛せられたので、間もなく鎮定した。(大政類典二編三類保民の部)

(4) 明治五年—六年 大分縣下

豊後に於ては明治五年十二月より翌年一月にかけて各地に一揆が起つた。就中大分縣下の一揆は徒黨四萬人と注せられ、人家を破壊する事六十餘軒、出張の役人に死傷者を出す有様であつた。そ

第十五卷 第一號 八五

の主張する所は十三ヶ條に互つて居るが、神木切間敷の事、神佛是迄の事以下租税負擔の事に關してゐる。當局は武力によつて之を鎮定し、牛馬を殺しの事、及び右の宗教に關する事は之を認めたるも他は認許しなかつた（大政類典二編三類保民の部）

(5) 明治六年三月 越前大野郡地方

之は明治初年に於ける宗教的百姓一揆として最も典型的のものでありその規模は頗る大がかりであつた。元年以來の排佛的政策に對して不平を懷いて居た僧侶及び農民は、説教に自宗の教義を交説すべからずとの意を誤解し、眞宗の僧侶は農民を煽動して遂に一揆を起さしむるに至つた。一揆の名とする所は、耶蘇宗拒絶の事、眞宗説法再興の事、學校に洋文を廢するの事三條にして、かの三條教憲は耶蘇の教であり、學校の洋文は耶蘇の文である、洋服斷髮は耶蘇の俗であるが、朝廷がこれを勧めるのは耶蘇教を好むからであるといふ

その他地券厭氣新曆反對の意をも示して居る。形勢不穩となるや、福井支廳の官員邏卒等出張して取り鎮めんとしたるも、急に農民が蜂起し、六字の念佛旗を擁して各地に暴行をなし先づ大野町地券役所に放火し、三條教憲に賛意を表し或は新政に追従する僧侶の住寺を燒毀し村吏當番の居宅を襲撃した。邏卒捕亡吏の負傷したるものも少くなかつた。かくて名古屋鎮臺の出兵によつて漸く之を鎮定する事が出来、主謀者五名斬罪、一名絞罪、以下多數の處刑者を出した。（大政類典同上、福井縣史三ノ五六五頁、大野郡誌上ノ二〇頁）

(6) 明治六年十月 鹿兒島縣下

豫ねて三瀦縣下柳川の眞宗末派の屬心と稱するものが、ひそかに鹿兒島縣牛山郷諸川を徘徊し、野山邊鄙の場所へ農民を數百名集め、虚誕の妄説をなし愚民を惑はし、殊に新政の妨害をなすを以て之を逮捕したるに、彼を信ずる愚民は、その宥免

を願ひ出づべく集團し形勢不穩となつた。大山縣令より大藏省への回答によれば、取押方近郷報知の爲め合圖の木砲を空發したとあるが、恐らく農民を恐怖せしめて事を未然に防がんとしたものと思はれる。幸に大事に至らずして解決した。(大政類典同上)

(7) 明治六年十二月 伊賀國阿拜郡西山村

この地方には十年前より御嶽教が弘布せられ、講社を結びて時に集會拜神し、年と共に信者も増加して居たが、信者中の三五郎と稱するものは稻荷下げを行ふので大に尊信せられ、異常の舉動をなして愚民を惑はして居た。然るに神道國教主義の着々實行せられんとするや、村内に維新講なるものが結社せられ、副戸長、教導職が之を牛耳をとりその勢力は遂に御嶽教を壓する状態となつた。茲に於て三五郎は之を大にねたみ虚妄説を唱へ村内に災禍を齎らさんと宣傳したので、愚民恐怖し

て遂に一揆を起し、維新講の主要者を毆打し、氏神春日社に屯集して暴動を企てんとした。上野支廳より官吏並に捕亡吏數十人を派遣し漸く鎮定した。鎮壓に際し捕亡吏二人即死、七人負傷したといふのであるから、相當に過激な騒動であつたと思はれる。(大政類典同上、三重縣史下ノ二八〇頁)

この外、舉げ来れば宗教に關係して發生した一揆も多々ある事と思はれ、又夷人退治、洋學反對斬髮反對による百姓一揆には、吉利支丹反對の意味が多く含まれて居るから、或る意味に於て宗教的一揆ともいへよう。併し本稿では主として宗教問題に直接の關係あるものゝみを選んで、當時の百姓一揆の特性の一斑を知らんとしたのである。

五 餘 言

以上は極めて僅かの事例にすぎないから、之によつて明治初年の宗教的一揆の意味を獨斷する事は出来ないが、併し之れだけの事實を以てするも

少からぬ暗示を受けうる。即ち維新後の急激なる社會的變化によつて如何に人民が昏迷し歸趨を求むるに汲々として居たか、又如何に頑迷無智であつたかは察せられる。更にこの種の一揆はその發生地の信仰心の如何、人知の發達程度と密接の關係があるように思はれる。例へば三河、越前の如きはかの戰國時代の一向宗一揆が最も強烈に起つた地方であり、又一、二年の頃にやゝもすれば宗教的一揆の勃發せんとする形勢にあつた越後の如きもさうである。之に反し信仰心の微弱なる地方、

の破壊を好まず、宗教的恐怖心におのゝいて居た時に、僧侶その他の利害關係者が之を煽動し指導したにすぎぬのであつて、その間に何等深遠なる指導的精神はなく、全く花火線香の如き運動に了つたことが明かである。

古くより比較的人文の進歩してゐた地方では、排佛政策など殆ど問題にせず、又新政の誤解に基く騒動は少い傾向がある。

宗教的關係による百姓一揆のみを通じて觀察するも、農民が眞に覺醒し自覺して、理性的に社會の不合理を矯正せんとするの意圖を有してゐた事は殆ど之を見出す事は出來ない。只、舊來の傳統